

物品契約一般条項

平成23年4月1日
一般財団法人 総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が物品の売買および物品の製作（改造、修理、加工を含む。以下同じ。）に関する契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総則）

第1条 乙は、契約書又は発注書（以下「契約書」という。）に合致する物品（以下「契約物品」という。）を、契約書等に定める納期及び納入場所に納入しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡しもしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

2. 乙は、契約物品を第三者に譲渡しもしくは貸与し、または担保の目的に供してはならない。

（機密の保持）

第3条 乙は、この契約の履行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2. 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。

3. 甲は、契約期間終了後であっても乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（委任または下請負）

第4条 乙は、契約物品の製作の全部または大部分を、一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（法令による許認可等）

第5条 乙は、甲が関係法令に基づき契約物品に関し許可、認可等の申請もしくは届出等を行うときは、当該手続に必要な資料を甲に提出等の協力をしなければならない。

(工業所有権)

第6条 乙は、この契約に関して第三者に帰属する工業所有権を実施する必要があるときは、その実施に関する一切の責任を負うものとする。

(貸与品および支給品)

第7条 甲が乙に貸与するもの(以下「貸与品」という。)および支給するもの(以下「支給品」という。)は、仕様書等に定めるところによる。

2. 乙は、貸与品および支給品を甲の指定する期日までに、甲の指定する場所で引き取るものとする。この場合、乙は甲に対し受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としない場合はこの限りでない。
3. 乙は、貸与品および支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 乙は、契約物品を納入したとき、または第22条の規定によりこの契約の全部または一部が解約されたときは、貸与品および使用残となった支給品をすみやかに甲に返納しなければならない。
5. 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって貸与品または支給品を滅失またはき損したときは、甲の指定する期日までに代品を納めもしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(承認図等)

第8条 乙は、仕様書等に定めがある場合は、契約締結後すみやかに製作図面、工程表その他必要な書類を甲に提出し承認を得たのち製作に着手しなければならない。

(中間検査等)

第9条 乙は、仕様書等に定めがある場合または甲乙協議して定めた場合は、契約履行の過程において甲の検査(以下「中間検査」という。)を受け、または試験(以下「中間試験」という。)を行わなければならない。この場合、甲は必要と認めるときは中間試験に立ち会うことができる。

2. 乙は、中間検査または中間試験(以下「中間試験等」という。)の実施にあたっては、あらかじめ実施要領書を甲に提出しその承認を得なければならない。ただし、甲が必要としない場合はこの限りでない。
3. 乙は、中間検査等の結果について、成績書その他甲が必要とする書類を甲

に提出し、甲が行う指示に従わなければならない。

4. 中間検査等に必要な機器、消耗品、役務、その他の費用ならびに中間検査等による契約物品の変質、変形、消耗、損傷などは、別に定めがある場合を除き、乙の負担とする。
5. 甲は、前各項のほか、立ち会い、点検等の方法によりこの契約の履行状況を監督し、乙に必要な指示を与えることができる。

(現場作業)

第10条 乙は、この契約に基づき、据付作業その他現場における作業（以下「現場作業」という。）を行うときは、あらかじめ乙の現場代理人を選任し、これを甲に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、甲が必要としないときはこの限りでない。

2. 乙の現場代理人は、現場作業期間中現場に常駐し、甲の指示に従い、作業現場の取り締まりその他現場作業に関する一切の事項を総括しなければならない。
3. 乙は、現場作業を行うときは、あらかじめ、作業予定を甲に通知し、その承認を得なければならない。
4. 乙は、現場作業を行うときは甲の規則を遵守するとともに、甲または第三者に損害を与えないよう必要な措置を講じなければならない。
5. 乙が仕様書等の定めに基づき現場試験等を行うときは、第8条の規定を準用する。

(納入)

第11条 乙は、契約物品を納入するときは、当該物品を別に定める納入届出場所に持ち込み、甲の指示に従って納入するものとし、その納入があった日をもって納入完了の日とする。

2. 前項にかかわらず、現場作業を伴う場合は、乙は作業完了後直ちにその旨を納入届出場所に届け出るものとし、その届け出のあった日をもって納入完了日とする。
3. 乙は、納入に際しては、所定の納品書を納入届出場所に提出しなければならない。納品書の提出が遅れたときは、乙は支払いの遅延について苦情を申し立てることができない。
4. 乙は、契約物品を納入するときは、別に定めがある場合を除き一括して納入しなければならない。ただし、甲が認めたときは、分割して納入することができる。

(検査)

第12条 甲は、前条第1項の納入があったときは、遅滞なく給付完了確認のための検査を行うものとし、乙はこれに立ち会うものとする。

2. 乙または乙の代理人が前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3. 乙は、第1項の検査の結果不合格となった場合は、甲の指示に従い、乙の負担において直ちに再製作、修理、取り替えその他必要な措置をとり、完全に納入の責めを果たさなければならない。

(官庁検査)

第13条 乙は、甲が関係法令に基づきこの契約に関し政府等に検査（以下「官庁検査」という。）を受けるときは、これに協力するものとする。

2. 官庁検査の結果、契約物品の修理、改造等が必要となった場合は、乙は甲と協議して定めるところにより修理、改造等を行うものとする。

(受け渡し)

第14条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、直ちに契約物品を甲に引き渡さなければならない。

2. 契約物品が乙の所有に属するときは、その所有権は前項の受け渡しをもって乙から甲に移転するものとする。

(部分受け渡し)

第15条 甲は、納期の前であっても、必要があるときは、甲乙協議のうえ、乙に契約物品の一部の引き渡しを求めることができる。

2. 前項の規定により契約物品の一部の受け渡しを行う場合は、前2条の規定を準用する。

(不合格品等の引き取り)

第16条 乙は、第12条第1項の検査の結果不合格または過納となった場合で、甲から引き取りを指示されたときは、遅滞なくこれを引き取らなければならない。

2. 前項の場合において、乙が相当の期間内に引き取らないときは、甲は、乙の負担において当該物品を移動し、または他に保管させることができる。

(支払い)

第17条 乙は、契約物品の受け渡しが完了したときは、書面をもって甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第18条 乙は、納期までに契約物品を納入することができないと認めるときは、遅滞なくその事由および納入予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

2. 乙は、納期を過ぎて契約物品を納入したときは、遅滞部分につき納期の翌日から納入の日までの日数について、1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により納入が遅滞し、甲がこれを認めた場合は、この限りでない。

3. 第12条第1項の検査の結果不合格となり再度納入された契約物品の遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から納入の日までとする。

(危険負担)

第19条 契約物品の受け渡し前に生じた乙の提供すべき契約物品の滅失、き損その他の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(かし担保)

第20条 乙は、契約物品の受け渡し後1年以内に当該物品についてかしが発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までにそのかしの修理、取り替えその他必要な措置をとらなければならない。

2. 乙は、前項のかしによって甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約変更)

第21条 甲は、仕様、納期その他この契約の内容を、乙と協議のうえ変更することができる。

2. 契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不相当となったと認めたときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(解約)

第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

(1) 乙が、解約を申し出たとき。

- (2) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
 - (5) 甲の都合により解約を必要とするとき。
2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する理由によりこの契約を解約されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。
3. 甲は、第1項第5号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(契約解約に伴う措置)

第23条 前2条の規定により契約が解除された場合は、次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 乙は、契約物品の既成部分のうち甲が必要と認めたものについては、甲の認定する評価額で甲に引き渡さなければならない。この場合、甲は、その評価額を当該既成部分の引き渡し完了した後、甲に支払うものとする。
- (2) 第1号による契約物品の既成部分の引き渡しまでの保全に要する費用は、乙の負担とする。
- (3) 第7条に定める貸与品又は支給品（第1号の既成部分に使用されているものを除く）があるときは、乙は、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能な場合については、第7条第5項の規定を準用する。
- (4) 乙は、甲から貸与を受けた土地建物等があるときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(一般的損害)

第24条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相殺)

第25条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することが

できる。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。